

第 2 回 農 地 総 会 議 事 録

開 催 日 時	平成29年9月5日(火) 午後3時30分から	
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出 席 委 員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・高橋 政継・加藤 孝幸・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・矢野 強・上田 博・久保 壽美男 川澤 一博 以上19名	
欠 席 委 員	なし 0名	
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・竹内主任・榮枝主査 以上5名	
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件</p> <p>第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第6号議案 非農地証明願の件</p> <p>議案外(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備 考〔添付書類〕	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回農地総会議案書 ○現地案内図 ○平成29年度(公財)高知県農業公社組織及び業務体系図 ○平成29年度今後のスケジュール(案) ○情報みどりのまち 	

<p>開 会 議 長</p>	<p>(高橋正継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より第2回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。今回は全員出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、池澤誠委員、久保壽美男委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 竹内主任</p>	<p>ただいまから議案の審議を行います。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 農地法第3条による、耕作のための農地の権利移転等につきましては、今月は7件の申請が出されております。 議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、朝倉本町二丁目、市街化区域、登記地目、宅地、現況、畑、142.14㎡外1筆、合計197.17㎡を、譲受人3名の耕作便利のため、それぞれ持分3分の1ずつ所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 本件申請の譲受人3名のうち、議案書2ページの欄で言いますと、上から3段目の方については、農地台帳に登録が無く、住民基本台帳上でも外2名の方とは別世帯となっております。 しかしながら、農地法第2条第2項には、住民票の世帯が別であっても、現に農業に従事している2親等内の親族については、同一の農家世帯員等であるとみなすことができるという規定があり、この方は外2名の譲受人の子であり、農業にも従事しているため、両親と同一の農家の一員であると見なせることとなります。 このため、議案書の経営面積の欄には、両親と同一の経営面積を記載しており、譲</p>

受人3名全員が、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積要件には抵触しないこととなります。

それでは、申請書の別添資料の内容についてご説明いたします。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市内で経営する農地については、全て耕作もしくは保全管理しているとのこと。また、譲受人はいの町にも経営農地があり、いの町農業委員会に現地の利用状況について照会したところ、全て耕作もしくは保全管理されているとのこと。

譲受人は、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのこと、農機具については、トラクター等6台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻と別世帯の子も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、申請地が他人の農地とは接していないため、近隣に影響はないと考えるとのこと。

続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件2は、針木北二丁目、市街化調整区域、畑、127㎡外2筆、合計561㎡を、譲受人の耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2及びNo.3をご覧ください。申請地が離れているため、地図が2枚に分かれております。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作もしくは保全管理しているとのこと、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのこと。

農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、針木本町の農地については、これまでどおりの形態で耕作するため、周囲には影響はないと考えるとのこと、針木北二丁目の農地については、周囲に他人の農地がないため、影響はないと考えるとのこと。

続きまして案件3は、岩ヶ淵、市街化調整区域、畑、651㎡外3筆、合計977㎡を、部分贈与のため、同一農家世帯内で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作もしくは保全管理していること、今回の申請地では花卉を栽培する予定とのこと。

農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、夫も農業に従事するため効率的な利用ができるとの

ことです。

周辺農地への影響については、今回の申請は同一世帯内で贈与を行うものであり、現地ではこれまでと同様の作目を耕作すること、また、周囲には他人の農地がないため、特に悪影響を及ぼすことはないとのことです。

続きまして案件4は、柴巻、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、1,804 m²を、譲受人の耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地のうち、一部の耕作不利地を除いて全て耕作もしくは保全管理しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクター等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、周囲の防除基準と合わせるため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件5は、鏡小浜、その他の区域、登記地目、田、現況、畑、592 m²を、部分贈与のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地のうち、一部の耕作不利地を除いて全て耕作もしくは保全管理しているとのことです。

譲受人は、今回の申請地では野菜を栽培する予定で、農機具については、トラクター等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、周囲の防除基準と合わせるため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件6は、布師田、市街化調整区域、田、819 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、また両親と祖母、姉も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、現地は水稻作地帯であり、農地の取得後もこれまで

どおり水稻を栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

次に、議案書は4ページに移りまして案件7は、春野町森山、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、84㎡を、譲渡人の希望による経営拡大により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、また妻と母も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農地の取得後は周辺農地の耕作条件に合わせて耕作を行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、現地については農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第三、第四事前審査会でございます。

まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員 案件1から案件5については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件6については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 案件7については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。

それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

加藤委員 現地案内図を見て気が付いたことです。事務局が準備してくれているこの地図ですが、鏡村役場という文字が堂々と載っていますが、それはもう12年前のもので、また亡くなった方の家も結構あり、名前が変わっている家もあります。

	<p>やはり公的な会議で出す資料であるならば、せめて古い地図は新しい地図に更新していくのが本当ではないかと思えます。</p>
議長	<p>最近新しい地図ができておりますので、事務局の方、どうですか。</p>
榮枝管理主幹	<p>新しい地図を買うようにします。</p>
議長	<p>新しい地図を買って対応をお願いします。</p>
	<p>他にご意見やご質問はありませんか。</p>
議長	<p>それでは他にないようですので、案件1から案件7につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>案件1から案件7につきましては、許可することに決定いたします。</p> <p>次に第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
竹内主任	<p>農地法第4条により、市街化区域以外の地域で、農地の権利者自身が転用を行う申請につきましては、今月は1件の申請が提出されております。議案書は6ページをお開きください。</p> <p>案件1は、鏡梅ノ木、畑、10㎡を、墓地に転用するという申請です。</p> <p>現地案内図は、No.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>農地の区分につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。</p> <p>事業計画書によりますと、本件申請地を選んだ目的としましては、申請人は、現在近隣の山の中にある墓地を管理していますが、高齢であり墓地の管理が困難となってきたため、申請人の居宅に隣接した畑の一部を墓地にしたいとのことです。申請地は、申請人の居宅と隣接しており、高低差もなく、墓地建立後の管理も容易に行える利便性の良い土地であり、他の土地については居宅との高低差がある土地ばかりであるため、本件申請地を選んだとのことです。</p> <p>申請地の利用計画としましては、10㎡の申請地内に納骨堂1基及び周囲の外溝として利用する計画で、切土、盛土を伴う造成は行わず整地のみ行い、納骨堂の建立場所についてはコンクリート敷きとし、周囲の外溝部は碎石敷きにする計画です。</p> <p>申請地への進入路につきましては、申請地周囲の自己所有地を通行するとのことです。</p> <p>被害防除計画としましては、申請地から発生する排水は雨水のみで、申請地周辺の自己所有地内に自然浸透させるとのことです。</p> <p>添付書類として資金証明書類等、必要な書類は全て添付されております。</p>

他法令に関する手続き等の状況についてご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律の関係では、平成 29 年 8 月 2 日付けで農用地区域からの除外となっております。

墓地、埋葬等に関する法律の関係では、現在、高知市環境保全課に墓地経営許可の申請中です。事務局にて環境保全課に確認したところ、必要書類も揃っており、順調に手続きが進んでいるとのことでした。

土木委員の意見については、確認の必要なしとのご連絡を、担当区域の農地利用最適化推進委員よりいただいております。

以上で、第 2 号議案の説明を終わります。

議 長 第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件は第一事前審査会でございます。

第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員 案件 1 については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件 1 は、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 案件 1 は、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の件」議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹内主任 農地法第 5 条により、市街化区域以外の地域で、権利の設定、移転を伴って転用を行う内容の申請につきましては、今月は 1 件の申請が出ております。議案書は 8 ページをお開きください。

案件 1 は、布師田、登記地目、田、現況、畑、258 m²を、分家住宅に転用するため、使用貸借権を設定して転用するという申請となっております。

現地案内図は No.10 をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、JR 一宮駅からおよそ 500m 以内に位置する農地であるため、第 2 種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、借人はこれまで、賃貸アパートに居住しておりましたが、

子供が大きくなり手狭となってきたため、祖父の所有する土地に分家住宅を建築することにしたとのことです。

申請地は、現状より 30cm かさ上げし、周囲は土羽仕上げとする予定で、軽量鉄骨 2 階建ての住宅 1 棟及び駐車場 3 台分、駐輪場等に転用する計画となっております。

申請地へは東側の市道より進入するとのことです。

被害防除計画としましては、排水については、生活排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、東側市道をまたいだ東側の道路側溝に管を通して排水、雨水については、斜度をつけて、同じく市道をまたいだ東側の道路側溝に排水する計画となっております。

添付書類としまして、隣接する農地は貸人所有の農地のみであり、同意書の添付は必要ありません。その他、土地改良区からの問題なしとの内容の意見書、土地の使用貸借契約書の写し、資金証明等が添付されております。

また、土木委員の意見につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員から、意見聴取の必要なしとのご連絡をいただいております。

他法令につきましては、農振法関係では、昭和 50 年度に農用地区域から除外されております。

以上で、第 3 号議案の説明を終わります。

議長 第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件は第三事前審査会でございます。

第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件 1 については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件 1 は、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 案件 1 は、許可相当として県知事に送付することに決定いたします
続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹内主任 過去に農地法第 5 条の許可が出ている転用について、事業内容の変更を行うための変更申請につきまして、今月は全体で 1 件の申請が出されております。議案書は 10

ページをお開きください。

案件1は、春野町西分、1,157㎡を、工事現場の駐車場として一時転用するという内容で、平成28年9月15日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた土地となります。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、この転用については、平成29年4月に工期延長による計画変更が一度出ており、一時転用の終了期間が、平成29年3月末から平成29年7月末へ変更となっております。

今回の申請は、申請者が請け負っている本体工事の計画変更により工期が再度延長となったことに伴い、申請地を工事現場の駐車場として引き続き使用する必要性が生じたため、転用期間を平成30年1月末に延長するというものです。

以上で第4号議案の説明を終わります。

議長 第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件は第四事前審査会でございます。

第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、変更は妥当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件1は、承認することが妥当であるとして県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 案件1は、承認することが妥当であるとして県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹内主任 農業経営基盤強化促進法に基づく、耕作のための農地の権利の移転、設定につきまして、今月は全体で15件の申請が出されております。

内訳は、所有権移転の案件が1件、利用権の新規設定が9件、更新設定が5件となっております。議案書は12ページをご覧ください。

所有権移転についての総括表を掲載しております。

1は所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が1人で延べ1人、所有権の移転を受ける者が1人で延べ1人となっております。

所有権移転を行う土地の内訳は、畑が1筆で合計570㎡です。

以下の表は、対象農地を地区別にまとめたものです。詳細については省略させていただきます。

次に13ページをご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。

1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が15人で延べ16人、利用権の設定を受ける者が10人で延べ16人となっております。

土地の内訳は、田が43筆、31,908㎡、畑が5筆、4,035㎡です。

また、設定の内訳を見ますと更新設定が26筆、16,460㎡、新規設定が22筆、19,483㎡となっております。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。

それでは、先に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は17ページをお開きください。

案件7は、介良乙、登記地目、田、現況、畑、570㎡の土地につきまして、所有権を移転するという内容の案件です。

平成29年6月29日に譲渡人より、土地を売りたいとのあっせんの申出があり、平成29年7月28日にJA高知市介良支所で、地元農業委員の立会いのもと、話がまとまったものです。

なお、本件の申請地につきましては、これまで遊休農地として指導をしてきた経緯がございます。本件の売買にあたり、敷地内には木の根やハウスの資材があるということで、譲受人が土建業者に頼んで撤去し、畑として整地しなおすということです。

それでは、利用権による貸借につきまして、新規設定分のみご説明いたします。議案書は戻っていただきまして15ページをお開きください。

案件3は、高須、田、1,007㎡外2筆、合計3,612㎡を、平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間貸すという、賃借権の新規設定です。

次に案件4、案件8、案件9、案件15は、土地の所有者から、高知県農業公社が土地を借り受ける、中間管理権設定の案件となっておりますので、一括してご説明いたします。

中間管理権につきましては、人・農地プランの推進、農地の担い手への集積を目的として、平成25年の法整備によりできた制度であり、所有者が耕作できなくなった土地について、高知県農業公社が一旦借り受け、それを地域の人・農地プランの中心と

なる農業者に貸し付けるという制度です。

高知市が基盤強化促進法による貸借について公告をし、公社が一旦借り受けた後、公社から受け手へ貸し付けるための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が作成し、その計画を知事が認可、公告することによって、受け手への貸し付けがなされることとなります。

議案書 15 から 16 ページにまたがります案件 4 は、介良乙、田、998 m²外 4 筆、合計 5,310 m²について、平成 29 年 10 月 1 日から平成 39 年 9 月 30 日までの 10 年間貸すという使用貸借権の設定です。

次に、議案書 18 ページの案件 8 は、介良乙、田、773 m²外 1 筆、合計 1,450 m²について、平成 29 年 10 月 1 日から平成 36 年 1 月 31 日までの 6 年 4 ヶ月間貸すという使用貸借権の設定です。

案件 9 は、介良乙、田、978 m²について、平成 29 年 10 月 1 日から平成 39 年 9 月 30 日までの 10 年間貸すという使用貸借権の設定です。

次に、議案書 20 ページの案件 15 は、春野町弘岡下、田、1,080 m²外 1 筆、合計 1,651 m²について、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間貸すという貸借権の新規設定です。

なお、備考欄には高知県農業公社から本件の土地を借り受ける予定の方について記載しております。最終貸付予定者は、案件 4、8、9 は現地で水稻を栽培し、案件 15 は現地で野菜を栽培する予定であるとのことです。

次に、議案書は 17 ページにお戻りください。

議案書 17 ページから 18 ページにまたがります案件 10 は、大津乙、田、560 m²外 4 筆、合計 4,156 m²を、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間貸すという貸借権の新規設定です。

次に案件 11 は、大津乙、田、649 m²を、平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの 5 年間貸すという、貸借権の新規設定です。

なお、本案件の対象となる筆は 2 名の共有となっておりますが、共有者のうち 1 名が死亡しており、未相続となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 4 号には、未相続の土地や共有地など土地の権利者が複数となる場合、5 年以内の貸借の場合は、2 分の 1 を越える権利者の同意があれば利用権の設定ができることと定められており、今回の貸借は 5 年以内の貸借であるため、2 分の 1 を越える共有者及び相続権者の同意があることについて、事務局で確認しております。

次に案件 12 は、報告案件であります、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 3 と関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

最初に合意解約通知の報告についてご説明しますので、議案書は 37 ページをお開きください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は、農地の賃貸借につきまして、賃貸人、賃借人双方の合意により、解約したことの通知であります。

案件 3 につきましては、これまで賃借権により耕作が行われておりましたところ、合意解約するという内容となっております。解約の後、この同じ土地が改めて利用権で貸し出されることとなります。

議案書は再び 18 ページ、第 5 号議案の案件 12 にお戻りください。

案件 12 は、土佐山高川、畑、711 m²外 1 筆、合計 1,381 m²を平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日までの 4 年 11 ヶ月間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、本件の借人は有限会社となっております。一般的に、法人が農地を耕作する権利を取得するためには、いくつかの要件を満たして農地所有適格法人として、農業委員会に登録していただくことが必要となります。しかし、所有権の移転はできませんが、賃借権を設定する場合につきましては、農地が適正に利用されていない場合には貸主が一方的に契約を解約することができるという内容を記載した契約書等を添付してもらうことで、農地所有適格法人としての資格要件を満たしていない法人であっても、農地の貸借ができることとされており、案件 12 の貸借は、この解除条件付きの契約書を添付しての解除条件付貸借となっております。

また、本件の譲受人には、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと、譲受人の法人は、約 30 年にわたり有機農産物の流通に携わってきた会社であるとのことで、近年、取引してきた農家が高齢化に伴って減少し、耕作放棄地が増加していることから、会社自らも作れなくなった農地を借り受けて有機農産物の生産を手がけていくことにしたとのことで、今回は、そのテストケースに当たるとのことです。

続きまして、議案書は 20 ページをお開きください。

案件 14 は、春野町弘岡中、登記地目、田、現況、畑、296 m²を、平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

以上、全ての案件につきまして、計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、妥当なものと決定されますと、平成 29 年 10 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第 5 号議案の説明を終わります。

議 長

第 5 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

山崎委員
議 長
竹内委員
議 長
川澤委員
議 長
委員
議 長
委員
議 長
竹内主任
委員
議 長
委員
議 長

案件は第二、第三、第四事前審査会でございます。
まず、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
案件1については、妥当と認めました。
次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
案件2から案件12については、妥当と認めました。
次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
案件13から15については、妥当と認めました。
事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
(意見、質問なし)
ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
案件1から案件15につきましても、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)
案件1から案件15につきましても、妥当なものと決定することにいたします。
次に第6号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
過去に非農地化した農地について、一定の条件が整っている場合に、現況が農地ではないことを証明するための現況証明です。議案書は22ページをご覧ください。
今月は6件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。なお、今月は対象となる期間の中で委員の改選がありましたので、記載しております項目のうち、確認委員の欄については、新旧の委員が混在している状況となっておりますので、ご了解ください。
地区の内訳は、鏡が1件、長浜が2件、23ページにまたがりまして春野が3件となっております。
全て農業委員及び担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、証明書を交付しております。
なお、1,000㎡を超える案件については、事務局でも確認しております。
追認をお願いします。
第6号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
(意見、質問なし)
ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。

第6号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 第6号議案につきましては、追認することに決定いたします。

続きまして、議案外報告を一括してお願いいたします。

竹内主任 議案外報告の①農地法第3条の3第1項の規定による届出の件でございます。議案書は25ページをお開きください。

農地法第3条の3の届出は、相続等、農地法第3条の許可を要しない事由により、所有権の移転があった場合に、その旨を届け出ているものです。

以前は、この届出については、報告案件ではなく、会の中で受理してよいかどうか審議していただいておりますが、7月20日付けで、この届出については事務局長の専決により受理が出来るよう事務処理要領を改正いたしましたので、7月20日以降受付の案件については、報告のみとさせていただきますこととなりました。

今回、7月19日までに受付いたしました案件はなく、報告での案件のみとなっております。

今月は2件の届出があり、全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、旭が1件、26ページにまたがりまして春野が1件です。

続きまして②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件でございます。議案書は28ページをお開きください。

農地法第4条の届出は、市街化区域内の農地について、土地の権利者自らが転用する場合の届出です。

今月は、4件の届出が出されております。

なお、全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、朝倉が1件、初月が1件、秦が1件、潮江が1件です。

続きまして③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件でございます。議案書は30ページをお開きください。

農地法第5条の届出は、市街化区域内の農地について、土地の権利移転あるいは権利設定を伴って転用する場合の届出です。

今月は、15件の届出が出されております。

なお、全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、31 ページにまたがりまして朝倉が2件、旭が1件、初月が1件、秦が3件、32 ページにまたがりまして鴨田が2件、中央が1件、33 ページにまたがりまして三里が1件、長浜が2件、34 ページに移りまして介良が1件、大津が1件です。

続きまして④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件でございます。議案書は36 ページをお開きください。

農地法第18条第6項の通知は、農地の賃貸借について、賃貸人と賃借人が相互に合意して解約を行った際の通知です。なお、今月は対象となる期間の中で委員の改選がありましたので、記載しております項目のうち、確認委員の欄については、新旧の委員が混在している状況となっております。また、案件1については、現委員への委嘱後の時期ではありますが、島村推進委員への委嘱が済んでおりませんでしたので、中島正根委員に確認委員となっていただいております。

今月は3件の届出が出されております。

地区の内訳は、37 ページにまたがりまして介良が2件、土佐山が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、届出を受理しております。

続きまして⑤農地法各条の取消・取下・訂正処理の件でございます。議案書は39 ページをお開きください。

今月は、3条の取下願が1件、出されております。

この取下願の対象となる3条申請につきましては、先月の第1回農地総会にかかる予定でありましたが、総会前に取り下げ願いが提出され、受理されたものでございます。

以上で、議案外報告を終わります。

議長 議案外の報告が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。

その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

西本委員 農地パトロールを1か月前に行っておりますが、そのことについて協議をまだいたしておりませんが、現場が動く場合もありますし、状況が変わる場合もありますので、早めに日程を決定して教えてください。

協議を行っていないので、案件によっては委員から意見がいろいろ出ると思いますので、よろしく申し上げます。

榮枝管理主幹	日程を調整して連絡いたします。
事務局報告 榮枝管理主幹 岩崎次長	(平成 29 年度 (公財) 高知県農業公社組織及び業務体系について資料に基づき説明) (平成 29 年度今後のスケジュール (案) について資料に基づき説明)
次回農地総会 議長	次回の農地部会は 10 月 5 日 (木) を予定しております。
閉 議 長	以上で第 2 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 4 時 40 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 29 年 11 月 6 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

池澤 誠

議事録署名委員

久保 寿美男

議事録作成者

榮枝 真実